

【業務委託設計書作成基準の公表について】

- (1) 業務委託費の積算の透明性・妥当性を図ることを目的として、本市の業務委託設計書作成基準を一部、公表しています。
- (2) 公表は、下水道庁舎 1 階の閲覧コーナーにある閲覧用パソコン（2 台設置）で行っています。
- (3) 提供時間は開庁日の午前 9 時から午後 5 時までです。（12 時 15 分から 13 時 00 分を除く。）
- (4) 閲覧に当たっては、備付けの情報提供設計書閲覧・複写届に必要事項を記入し、窓口に提出してください。
- (5) データの閲覧又は、CD-R への複写が可能です。CD-R は持参してください。

【業務委託設計書作成基準】を公表しているのは、下表の業務です。

業務項目	対象施設、設備等
運転管理業務	拓北 T、伏古川 T、東部 T、定山溪 T、厚別 T、茨戸 T、手稲 T
	西部 SC 焼却、西部 SC 脱水、東部 SC、手稲沈砂洗浄 C、厚別洗浄 C
融雪施設運転管理業務	創成川融雪管、厚別融雪槽
維持管理	埋設圧送管、MP 施設等
汚泥等運搬業務	沈砂等、定山溪プラザ濃縮汚泥、東部 SC 等脱水汚泥
焼却灰運搬業務	西部 SC
クレーン性能検査整備	
電気設備点検	特別高圧、高圧電気、計装、高圧電動機等、シーケンサ等、直流電源
エレベータ点検	
消防設備点検	
庭園管理	
構内除雪	